

(趣旨)

第1条 群馬大学大学院情報学研究科（以下「本研究科」という。）における特別研究学生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院情報学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。

(入学手続)

第3条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院等を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、交換留学制度による場合は、この限りでない。

- (1) 入学願書
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学院等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第4条 特別研究学生の入学は、本研究科の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学を許可したときは、所属する大学院等を通じて、本人にその旨通知するものとする。

(在学期間)

第5条 特別研究学生の在学期間は、原則として1年を超えないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の許可を得て、その期間を延長することがある。

2 在学期間を延長しようとする場合は、在学期間満了1月前までに申し出なければならない。

(許可の取消し)

第6条 特別研究学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が入学の許可を取り消すことがある。

(雑則)

第7条 特別研究学生については、この規程に定めるもののほか、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。